

用地測量業務請負積算要領 新旧対照表

赤字下線：今回改正箇所

新												旧													
第3 測量業務標準歩掛 測量業務標準歩掛に関する取扱いは、次に掲げるところによるものとする。 1 用地実測図原図等の作成 用地測量業務に関する土地現地調査報告書作成、添付図面作成、確定図作成、用地管理図作成については、 <u>設計業務等標準積算基準書第1編 測量業務 第2章 測量業務標準歩掛第7節用地測量</u> （以下「 <u>測量業務標準歩掛</u> 」という。）に追加して取り扱うものとする。 2 指定申請書等の作成 (1) 標準歩掛												第3 測量業務標準歩掛 測量業務標準歩掛に関する取扱いは、次に掲げるところによるものとする。 1 用地実測図原図等の作成 用地測量業務に関する土地現地調査報告書作成、添付図面作成、確定図作成、用地管理図作成については、 <u>測量業務標準歩掛</u> に追加して取り扱うものとする。 2 指定申請書等の作成 (1) 標準歩掛													
表2-1												表2-1													
作業工程及び標準作業量	所要日数 (編成)						延日数	各費目の直接人件費に対する割合				摘要	作業工程及び標準作業量	所要日数 (編成)						延日数	各費目の直接人件費に対する割合				摘要
	内外業の別	測量主任技師	測量技師	測量技師補助	測量助手	測量補助員		計	機械経費	通信運搬費等	材料費			内外業の別	測量主任技師	測量技師	測量技師補助	測量助手	測量補助員		計	機械経費	通信運搬費等	材料費	
総括表作成 10,000㎡当り	内	—	1.0 (1)	—	—	—	1.0	0.0%	0.0%	0.0%		総括表作成 10,000㎡当り	内	—	1.0 (1)	—	—	—	1.0	0.0%	0.0%	0.0%			
申請地域の位置図作成 10,000㎡当り (縮尺任意)	内	—	—	0.3 (1)	—	—	0.3	0.0%	0.0%	0.0%		申請地域の位置図作成 10,000㎡当り (縮尺任意)	内	—	—	0.3 (1)	—	—	0.3	0.0%	0.0%	0.0%			
地図一覧図作成 10,000㎡当り (縮尺 1/2,500)	内	—	—	0.2 (1)	0.4 (1)	—	0.6	0.0%	0.0%	<u>0.0%</u>		地図一覧図作成 10,000㎡当り (縮尺 1/2,500)	内	—	—	0.2 (1)	0.4 (1)	—	0.6	0.0%	0.0%	4.0%			
登記所送付用地図作成 10,000㎡当り (縮尺 1/500)	内	—	—	0.2 (1)	0.4 (1)	—	0.6	0.0%	0.0%	<u>0.0%</u>	SIMA	登記所送付用地図作成 10,000㎡当り (縮尺 1/500)	内	—	—	0.2 (1)	0.4 (1)	—	0.6	0.0%	0.0%	4.0%			
<u>登記所送付用地図作成 10,000㎡当り (縮尺 1/500)</u>	内	—	<u>0.5 (1)</u>	<u>4.5 (1)</u>	<u>2.7 (1)</u>	—	<u>7.7</u>	<u>0.0%</u>	<u>0.0%</u>	<u>0.0%</u>	地籍フォーマット 2000	(新設)													
指定申請調査簿作成 10,000㎡当り	内	—	—	1.0 (1)	0.5 (1)	—	1.5	0.0%	0.0%	0.0%		指定申請調査簿作成 10,000㎡当り	内	—	—	1.0 (1)	0.5 (1)	—	1.5	0.0%	0.0%	0.0%			
事前打合せ (基準点の点検測量) 1業務当り	内	—	—	0.5 (1)	0.5 (1)	—	1.0	0.0%	0.0%	0.0%		事前打合せ (基準点の点検測量) 1業務当り	内	—	—	0.5 (1)	0.5 (1)	—	1.0	0.0%	0.0%	0.0%			
	外	—	—	0.5 (1)	0.5 (1)	—	1.0						外	—	—	0.5 (1)	0.5 (1)	—	1.0						
復元測量 (基準点の点検測量) 10,000㎡当り	内	—	0.5 (1)	0.5 (1)	0.5 (1)	—	1.5	注2				復元測量 (基準点の点検測量) 10,000㎡当り	内	—	0.5 (1)	0.5 (1)	0.5 (1)	—	1.5	3.0%	0.0%	3.5%			
	外	—	1.7 (1)	1.7 (1)	1.7 (1)	1.7 (1)	6.8						外	—	1.7 (1)	1.7 (1)	1.7 (1)	1.7 (1)	6.8						

注1 表中、下段括弧書きは、編成をいう。

注2 復元測量(基準点の点検測量)に要する直接人件費の材料費及び機械経費の構成については、測量業務標準歩掛の「復元測量」を適用する。

(削る)

(削る)

注：表中、下段括弧書きは、編成をいう。

(新設)

(2) 機械経費の構成

表2-2

作業工程	名称	規格	単位	数量	摘要
事前打合せ (基準点の点検測量)	ライトバン 日損料	1.5L	台日	0.5	
	ライトバン 時間損料	1.5L	台時	1	
	雑機材		式	1	
復元測量 (基準点の点検測量)	トータルステーション	3級	台日	1.7	
	ライトバン 日損料	1.5L	台日	1.7	
	ライトバン 時間損料	1.5L	台時	3.4	
	雑機材		式	1	

新

(削る)

(削る)

4 管理担当課への引継図書の作成

(1) 計画・踏査等

計画・踏査等に要する直接人件費の積算は、表4-1によるものとする。

表4-1

種 目	標準作業量	内外業別	測量主任技師	測量技師	測量技師補	小計	合計	備考
作業計画	1業務 当り	内	0.16	0.22	0.22	0.60	0.60人	
現地踏査		外	0.20	0.20	0.20	0.60	0.60人	
打合せ協議(当初)	1回	—	0.50	0.50	—	1.00	1.00人	
〃(中間)	当り	—	—	0.50	0.50	1.00	1.00人	

注1 作業計画に要する直接人件費の材料費及び機械経費の率については、測量業務標準歩掛の「作業計画」を適用する。

注2 現地踏査に要する直接人件費の材料費及び機械経費の率については、測量業務標準歩掛の「現地踏査」を適用する。

(2) 引継図書の作成

引継図書の作成に要する直接人件費の積算は、表4-2及び4-3により行うものとする。

表4-2

種 目	備 考
公図等の転写 公図等転写連続図作成	直接人件費の積算歩掛、材料費及び機械経費の率については、測量業務標準歩掛を適用する。
土地の登記記録調査	直接人件費の積算歩掛は、測量業務標準歩掛の50パーセントとし、材料費及び機械経費の率については、測量業務標準歩掛を適用する。
実測平面図等の整理	直接人件費の積算歩掛は、測量業務標準歩掛の「用地平面図作成」の10パーセントとし、材料費及び機械経費の率については、測量業務標準歩掛の「用地平面図作成」を適用する。なお、精度管理費係数の対象としない。

表4-3

種 目	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備考
土地買取調書の作成	100筆当り	測量技師補	—	1.25	1.25人	

注 地域区分及び縮尺による変化率については、設計業務等標準歩掛に準じるものとする。

この場合の変化率の適用については、表4-4による。

旧

(3) 材料費の構成

表2-3

作業工程	品 名	規 格	単 位	数 量	摘 要
事前打合せ (基準点の点検測量)	ガソリン		L	2.6	2.6L × 1.0h
	雑品		式	1	
復元測量 (基準点の点検測量)	木杭又はプラスチック杭	4.5 cm × 4.5 cm × 45 cm	本	34	
	ガソリン		L	8.8	2.6L × 3.4h
	雑品		式	1	

4 管理担当課への引継図書の作成

(1) 計画・踏査等

計画・踏査等に要する直接人件費の積算は、表4-1によるものとする。

表4-1

種 目	標準作業量	内外業別	測量主任技師	測量技師	測量技師補	小計	合計	備考
作業計画	1業務 当り	内	0.16	0.22	0.22	0.60	0.60人	
現地踏査		外	0.20	0.20	0.20	0.60	0.60人	
打合せ協議(当初)	1回	—	0.50	0.50	—	1.00	1.00人	
〃(中間)	当り	—	—	0.50	0.50	1.00	1.00人	

(新設)

(新設)

(2) 引継図書の作成

引継図書の作成に要する直接人件費の積算は、表4-2及び4-3により行うものとする。

表4-2

種 目	備 考
公図等の転写 公図等転写連続図作成	直接人件費の積算歩掛、材料費及び機械経費の率については、「測量業務標準歩掛」を適用する。
土地の登記記録調査	直接人件費の積算歩掛は、「測量業務標準歩掛」の50パーセントとし、材料費及び機械経費の率については、「測量業務標準歩掛」を適用する。
実測平面図等の整理	直接人件費の積算歩掛は、「測量業務標準歩掛」の「用地平面図作成」の10パーセントとし、材料費及び機械経費の率については、「測量業務標準歩掛」の「用地平面図作成」を適用する。なお、精度管理費係数の対象としない。

表4-3

種 目	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備考
土地買取調書の作成	100筆当り	測量技師補	—	1.25	1.25人	

注 地域区分及び縮尺による変化率については、設計業務等標準積算基準書に準じるものとする。

この場合の変化率の適用については、表4-4による。